

市内介護保険事業者各位

岡山市保健福祉局長

「介護保険法に基づき条例で規定された指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の基準等について」の一部改正について

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）関係省令等の改正に伴い、「介護保険法に基づき条例で規定された指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の基準等について」を以下のとおり改正しますので、今回改正部分について遺漏のないよう、十分ご注意ください。

法第42条第1項第2号、第70条第2項第1号並びに第74条第1項及び第2項の規定による「岡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例」（以下「居宅条例」という。）については岡山市条例第85号をもって、法第54条第1項第2号、第115条の2第2項第1号並びに第115条の4第1項及び第2項の規定による「岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例」（以下「予防条例」という。）については岡山市条例第90号をもって、平成24年12月19日に公布され、平成25年4月1日から施行されています。条例の内容としては、厚生労働省令で定めている基準を基本としていますが、**今回改正に伴う内容の追加に加え**、従来、本市が独自に定めた基準が含まれていますので、その運用に当たっては、次のことに留意し、適切に対応してください。

記

1 本市独自基準以外の基準についての運用

2に定めるもののほか、「居宅条例」及び「予防条例」の運用に当たっては、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号。以下「居宅基準」という。）「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年厚生労働省令第35号。以下「予防基準」という。）の運用のために発出された「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成11年9月17日付け老企第25号。以下「基準省令解釈通知」という。）並びにその他厚生労働省から発出された各種通知及びQ&Aにおいて示されている内容を適用するので、これらを踏まえて指定居宅サービス等事業者及び指定介護予防サービス等事業者は、適正な事業運営をすること。

なお、基準省令解釈通知中「居宅基準」は別表1により「居宅条例」の条文に読み替え、「予防基準」は別表2により「予防条例」の条文に読み替えるものとする。

2 本市独自基準についての運用

「居宅条例」及び「予防条例」において本市独自に規定した基準等については、運用上の留意事項を別紙のとおり定めたので、指定居宅サービス等事業者及び指定介護予防サービス等事業者は、別紙の留意事項を十分に確認の上、適正に事業を運営すること。

(別紙・令和3年4月1日一部改正)

岡山市指定居宅サービス等及び岡山市指定介護予防サービス等に 係る独自基準等の運用について

第1 総論

基準省令解釈通知第二の3の次に次の内容を加える。

4 指定居宅サービスの事業の一般原則（居宅条例第3条）

(1) 申請者の要件（第1項）

指定居宅サービス事業者の指定の申請者は法人でなければならない。ただし、次に掲げる居宅サービスの種類に係る指定の申請にあっては、この限りでない。

- ① 病院、診療所又は薬局により行われる居宅療養管理指導
- ② 病院又は診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション又は短期入所療養介護

(2) 暴力団員の排除（第2項）

介護保険事業により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、指定居宅サービス事業者の役員及び当該指定に係る事業所の管理者（以下「役員等」という。）は、暴力団員であってはならないことを規定したものである。そのため、本市においては、指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は申請書に、役員等の変更に伴うものは変更届に、役員等が暴力団員でない旨の誓約書を添付して提出しなければならないこととする。

(3) 人権の擁護及び虐待の防止等（第4項）

指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための体制の確保に係る責任者（以下「虐待防止責任者」という。）を選任すること。

指定居宅サービス事業者は、従業者に対し、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号）の趣旨及び内容を十分に踏まえた研修を実施すること。

(4) 地域包括支援センターとの連携等（第6項及び第7項）

地域包括ケアシステムでは、地域包括支援センターが重要な位置付けとなることから、指定居宅サービス事業者は、地域における包括的な支援に向けて、地域包括支援センターとの連携を強化することとしたものである。

指定居宅サービス事業者は、地域包括支援センターから求めがあった場合には、地域ケア会議に参加し、又は地域包括支援センターの行う包括的支援事業その他の事業に協力すること。なお、地域ケア会議に参加した場合は、専門的な見地からの意見を述べるよう努めること。

第2 介護サービス

基準省令解釈通知第三の介護サービス中、各記録の保存期間に関する記載について、「2年間」とあるのは「その完結の日から5年間」と読み替える。

1 訪問介護

(1) 運営に関する基準

ア 指定訪問介護の基本的取扱方針及び具体的取扱方針（居宅条例第22条及び第23条）

基準省令解釈通知第三の一の3の(13)中①は次の①のとおり読み替え、②の

次に次の③の内容を加える。

① サービスの質の評価（居宅条例第22条第2項）

提供された指定訪問介護については、目標達成の度合い及びその効果等や利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うとともに、必要に応じて訪問介護計画の変更を行うなど、その改善を図らなければならない。

サービスの評価は、自ら行う評価に限らず、第三者などの外部の者による質の評価など、多様な評価の手法を用いて、様々な視点からサービスの質の評価を行わなければならない。

また、より良いサービスの提供のために、その評価の結果を踏まえ、常にサービスの質の改善を図らなければならない。

③ 成年後見制度の活用支援（居宅条例第23条第2項）

成年後見制度は、さまざまな障害により判断能力が十分でない者（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など）の財産管理や介護サービスの利用契約などを、成年後見人等が本人に代わり行うことにより、このような者の財産や権利を保護し支援する制度である。

指定訪問介護事業者は、適正な契約手続等を行うために成年後見制度の活用が必要と認められる場合（利用者自身では、各種契約、不動産・預貯金等の財産の管理等が困難であり、利用者の財産や権利を保護し支援する必要がある場合等）は、地域包括支援センターや市町村担当課等の相談窓口を利用者又は家族に紹介する等関係機関と連携し、利用者が成年後見制度を活用することができるように支援しなければならない。

イ 運営規程（居宅条例第30条）

基準省令解釈通知第三の一の3の(19)中本文（なお書きを除く。）は次の(19)のとおり読み替え、⑤の次に次の⑤の2の内容を加える。

(19) 運営規程

居宅条例第30条は、指定訪問介護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問介護の提供を確保するため、同条第1号から第10号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定訪問介護事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

⑤の2 虐待の防止のための措置に関する事項（第7号）

指定訪問介護事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について定めること。具体的には、虐待防止責任者の選任、従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画など）等を指すものであること。

ウ 勤務体制の確保等（居宅条例第32条）

基準省令解釈通知第三の一の3の(21)中①及び③は次のとおり読み替える。

① 勤務の体制等の記録（第1項）

指定訪問介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、訪問介護員等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にすること。

また、併せて、月ごとにその勤務の実績とともに記録すること。

③ 研修の実施及び人材育成（第3項及び第5項）

指定訪問介護事業所の訪問介護員等の質の向上を図るために作成する「研修計画」は、当該事業所における従業者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、個別具体的な研修の目

標、内容、実施時期等を定めた計画を策定すること。なお、当該研修には、高齢者の人権擁護、虐待防止等の内容が含まれていなければならない。

また、作成した研修計画に従い、当該事業所内で研修を実施するとともに、研修機関が実施する研修への参加の機会を確保するなど従業者の計画的な人材育成に努めなければならない。

工 基準省令解釈通知第三の一の3の(33)の次に次の内容を加える。

(34) 別居親族に対するサービス提供の制限（居宅条例第26条）

別居親族に対するサービス提供については、原則として、禁止することとし、例外的に、離島、山間のへき地その他の地域であって、その別居の親族から指定訪問介護を受けなければ、必要な訪問介護の見込量を確保することが困難であると市長が認めた地域に限り、その別居の親族に対するサービス提供を認めることとしたものであるが、その運用については、次のとおりとする。

- ① 市長が認める地域は、厚生労働大臣が定める地域（平成24年厚生労働省告示第120号）とする。
- ② 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の訪問介護員等に、当該訪問介護員等と当該事業所の利用者との関係が配偶者又は3親等内の血族及び姻族に該当する者（以下「別居親族」という。）に対する訪問介護を行わせる場合は、あらかじめ、別居親族に対する訪問介護が認められるための要件を満たしていることを確認できる書類を市長に届け出なければならない。
- ③ 指定訪問介護事業所の訪問介護員等は、当該訪問介護員等と当該事業所の利用者との関係が別居親族である者に対しての訪問介護の実施が計画された場合は、直ちに、管理者及びサービス提供責任者にその旨を報告しなければならない。
- ④ 市長は、要件に反した訪問介護が行われている場合のほか、いったん認めた別居親族に対する訪問介護について、事後的にその要件を満たしていないと認めるときは、保険給付を行わず、又は既に支払った保険給付の返還を求めるものとする。
- ⑤ 訪問介護員等が別居親族の訪問介護に従事する時間の合計時間が当該訪問介護員等の訪問介護に従事する時間の合計時間のおおむね2分の1を超えないという要件は、別居親族の訪問介護が「身内の世話」ではなく、「訪問介護事業所の従業者による介護」として行われることを担保する趣旨で設けたものである。指定訪問介護事業者は、こうした趣旨を踏まえ、訪問介護員等と当該事業所の利用者との間に親族関係があるかどうかを確認するものとし、管理者及びサービス提供責任者に対して必要な指揮命令を行うこと。

(2) 基準該当訪問介護に関する基準

ア 基準省令解釈通知第三の一の5の(5)（「この場合において」以後を除く。）は次のとおり読み替える。

(5) 運営に関する基準

居宅条例第47条の規定により、居宅条例第15条、第20条第1項、第25条、第31条並びに第38条第5項及び第6項を除き、指定訪問介護の運営に関する基準が基準該当訪問介護に準用されるものであるため、基準省令解釈通知第三の一の3の(1)から(33)まで（(6)、(10)の①、(20)及び(28)を除く。）を参照すること。

イ 準用規定の留意事項

居宅条例第47条の規定により、居宅条例第22条（指定訪問介護の基本取扱方

針），第23条（指定訪問介護の具体的取扱方針），第30条（運営規程），第32条（勤務体制の確保等）及び第42条（記録の整備）の規定は，基準該当訪問介護の事業について準用されているため，第2の1の(1)のアからエまで（エの(34)を除く。）を参照すること。

2 訪問入浴介護

(1) 運営に関する基準

ア 指定訪問入浴介護の基本取扱方針及び具体的取扱方針（居宅条例第53条及び第54条）

基準省令解釈通知第三の二の3の(2)中本文は次の(2)のとおり読み替え，④の次に次の⑤及び⑥の内容を加える。

(2) 指定訪問入浴介護の基本取扱方針及び具体的取扱方針

居宅条例第53条及び第54条にいう指定訪問入浴介護の取扱方針について，特に留意すべきことは，次のとおりである。

⑤ サービスの質の評価（居宅条例第53条第2項）

訪問介護の場合と同趣旨であるため，第2の1の(1)のアの①を参照すること。

⑥ 成年後見制度の活用支援（居宅条例第54条第2項）

訪問介護の場合と同趣旨であるため，第2の1の(1)のアの③を参照すること。

イ 運営規程（居宅条例第58条）

基準省令解釈通知第三の二の3の(5)は次のとおり読み替える。

(5) 運営規程

居宅条例第58条は，指定訪問入浴介護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問入浴介護の提供を確保するため，同条第1号から第11号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定訪問入浴介護事業所ごとに義務づけたものであるが，特に次の点に留意するものとする。

① サービスの利用に当たっての留意事項（第6号）

利用者が指定訪問入浴介護の提供を受ける際に，利用者側が留意すべき事項（入浴前の食事の摂取に関すること等）を指すものであること。

② 虐待の防止のための措置に関する事項（第8号）

訪問介護の場合と同趣旨であるため，第2の1の(1)のイの(19)の⑤の2を参照すること。

ウ 基準省令解釈通知第三の二の3の(11)を(12)とし，(10)の次に次の内容を加える。

(11) 訪問入浴介護計画の作成（居宅条例第55条）

① 居宅条例第55条で定める訪問入浴介護計画については，指定訪問入浴介護の目標及び具体的なサービス内容（入浴方法，作業手順，入浴前後の留意点等）を明らかにするものとする。なお，訪問入浴介護計画は，サービスの提供に関わる従業者が共同して個々の利用者ごとに作成すること。

② 訪問入浴介護計画は，居宅サービス計画に沿って作成しなければならない。なお，訪問入浴介護計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は，当該訪問入浴介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し，必要に応じて変更すること。

③ 訪問入浴介護計画は，利用者の心身の状況，希望及びその置かれている環境

を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、指定訪問入浴介護事業所の管理者は、訪問入浴介護計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならず、また、当該訪問入浴介護計画を利用者に交付しなければならない。

なお、交付した訪問入浴介護計画は、居宅条例第59条第2項第1号の規定に基づき、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- ④ 訪問入浴介護計画の目標及び内容については、利用者又はその家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うこと。
- ⑤ 居宅条例第54条第1項第4号に定める「サービスの提供の責任者」は、利用者に対するサービスが訪問入浴介護計画に沿って実施されるよう、他の従業者に対し、助言、指導等必要な管理を行うこと。
- ⑥ 岡山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年3月25日市条例第31号）第16条第12号において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（岡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第85号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第24条第1項に規定する訪問介護計画をいう。）等指定居宅サービス等基準条例において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。」と規定していることを踏まえ、居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定訪問入浴介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から訪問入浴介護計画の提供の求めがあった際には、当該訪問入浴介護計画を提供することに協力するよう努めるものとする。

Ⅱ 勤務体制の確保等（居宅条例第58条の2）

訪問介護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のウを参照すること。

(2) 基準該当訪問入浴介護に関する基準

準用規定の留意事項

居宅条例第64条の規定により、居宅条例第53条（指定訪問入浴介護の基本取扱方針）、第54条（指定訪問入浴介護の具体的取扱方針）、第55条（訪問入浴介護計画の作成）、第58条（運営規程）及び第58条の2（勤務体制の確保等）の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用されているため、第2の1の(1)のウ及び第2の2の(1)のアからⅡまでを参照すること。

3 訪問看護

(1) 運営に関する基準

ア 指定訪問看護の基本取扱方針及び具体的取扱方針（居宅条例第72条及び第73条）

基準省令解釈通知第三の三の3の(3)中②は次の②のとおり読み替え、⑤の次に次の⑥の内容を加える。

② サービスの質の評価（居宅条例第72条第2項）

訪問介護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のアの①を参照すること。

⑥ 成年後見制度の活用支援（居宅条例第73条第2項）

訪問介護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のアの③を参照すること。

イ 基準省令解釈通知第三の三の三の(10)を(12)とし、(9)の次に次の内容を加える。

(10) 別居親族に対するサービス提供の制限（居宅条例第77条）

別居親族に対するサービス提供については、原則として、禁止することとし、例外的に、離島、山間のへき地その他の地域であって、その別居の親族から指定訪問看護を受けなければ、必要な訪問看護の見込量を確保することが困難であると市長が認めた地域に限り、その別居の親族に対するサービス提供を認めることとしたものであるが、その運用については、次のとおりとする。

- ① 市長が認める地域は、厚生労働大臣が定める地域（平成24年厚生労働省告示第120号）とする。
- ② 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所の看護師等に、当該看護師等と当該事業所の利用者との関係が配偶者又は3親等内の血族及び姻族に該当する者（以下「別居親族」という。）に対する訪問看護を行わせる場合は、あらかじめ、別居親族に対する訪問看護が認められるための要件を満たしていることを確認できる書類を市長に届け出なければならない。
- ③ 指定訪問看護事業所の看護師等は、当該看護師等と当該事業所の利用者との関係が別居親族である者に対しての訪問看護の実施が計画された場合は、直ちに、管理者にその旨を報告しなければならない。
- ④ 市長は、要件に反した訪問看護が行われている場合のほか、いったん認めた別居親族に対する訪問看護について、事後的にその要件を満たしていないと認めるときは、保険給付を行わず、又は既に支払った保険給付の返還を求めるものとする。
- ⑤ 看護師等が別居親族の訪問看護に従事する時間の合計時間が当該看護師等の訪問看護に従事する時間の合計時間のおおむね2分の1を超えないという要件は、別居親族の訪問看護が「身内の看護」ではなく、「訪問看護事業所の従業者による看護」として行われることを担保する趣旨で設けたものである。指定訪問看護事業者は、こうした趣旨を踏まえ、看護師等と当該事業所の利用者との間に親族関係があるかどうかを確認するものとし、管理者に対して必要な指揮命令を行うこと。

(11) 運営規程（居宅条例第79条）

訪問介護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のイの(19)を参照すること。

ウ 準用規定の留意事項

居宅条例第81条の規定により、居宅条例第32条（勤務体制の確保等）の規定は、指定訪問看護の事業について準用されているため、第2の1の(1)のウを参照すること。

4 訪問リハビリテーション

(1) 運営に関する基準

ア 指定訪問リハビリテーションの基本取扱方針及び具体的取扱方針（居宅条例第86条及び第87条）

基準省令解釈通知第三の四の三の(2)中③は次の③のとおり読み替え、⑧の次に次の⑨の内容を加える。

③ サービスの質の評価（居宅条例第86条第2項）

訪問介護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のアの①を参照すること。

⑨ 成年後見制度の活用支援（居宅条例第87条第2項）

訪問介護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のアの③を参照すること。

イ 基準省令解釈通知第三の四の3の(8)を(9)とし、(7)の次に次の内容を加える。

(8) 運営規程（居宅条例第89条）

訪問介護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のイの(19)を参照すること。

ウ 準用規定の留意事項

居宅条例第91条の規定により、居宅条例第32条（勤務体制の確保等）の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用されているため、第2の1の(1)のウを参照すること。

5 居宅療養管理指導

(1) 運営に関する基準

ア 指定居宅療養管理指導の基本取扱方針及び具体的取扱方針（居宅条例第96条及び第97条）

基準省令解釈通知第三の五の3の(2)中本文は次の(2)のとおり読み替え、③の次に次の④及び⑤の内容を加える。

(2) 指定居宅療養管理指導の基本取扱方針及び具体的取扱方針

居宅条例第96条及び第97条にいう指定居宅療養管理指導の取扱方針について、特に留意すべきことは、次のとおりである。

④ サービスの質の評価（居宅条例第96条第2項）

訪問介護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のアの①を参照すること。

⑤ 成年後見制度の活用支援（居宅条例第97条第4項）

訪問介護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のアの③を参照すること。

イ 運営規程（居宅条例第98条）

基準省令解釈通知第三の五の3の(3)は次のとおり読み替える。

(3) 運営規程

居宅条例第98条は、指定居宅療養管理指導の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定居宅療養管理指導の提供を確保するため、同条第1号から第10号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定居宅療養管理指導事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

① 指定居宅療養管理指導の種類（第4号）

当該事業所により提供される指定居宅療養管理指導の提供者の職種（医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士）ごとの種類を規定するものであること。

② 虐待の防止のための措置に関する事項（第7号）

訪問介護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のイの(19)の⑤の2を参照すること。

ウ 準用規定の留意事項

居宅条例第100条の規定により、居宅条例第32条（勤務体制の確保等）の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用されているため、第2の1の(1)のウを参照すること。

6 通所介護

(1) 人員に関する基準

ア 生活相談員（居宅条例第102条第1項第1号及び第5項）

基準省令解釈通知第三の六の1の(2)は次のとおり読み替える。

(2) 生活相談員（居宅条例第102条第1項第1号及び第5項）

生活相談員については、その者の実績等から、利用者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う能力を有すると認められる者であって、次のいずれかに該当するものを充てるものとする。

- ① 社会福祉主事任用資格を有する者
- ② 介護支援専門員の登録を受けている者（専門員証の交付を受けていない者を含む。）
- ③ 介護福祉士

なお、条例施行に伴い、「通所介護事業所等における生活相談員の任用資格について」（平成24年6月25日付け岡事指第185号。岡山市保健福祉局事業者指導課長通知）は廃止する。

イ 機能訓練指導員（居宅条例第102条第1項第4号及び第6項）

基準省令解釈通知第三の六の1の(3)は次のとおり読み替える。

(3) 機能訓練指導員（居宅条例第102条第1項第4号及び第6項）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者であって、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師またははり師またはきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）の資格を有する者（以下「資格を有する機能訓練指導員」という。）とする。

なお、平成24年8月1日において現に指定を受けている通所介護事業所については、「通所介護事業所等における機能訓練指導員の配置について」（平成24年6月25日付け岡事指第184号。岡山市保健福祉局事業者指導課長通知）により、機能訓練指導員の配置の経過措置を設けているため、この通知の適用を受ける事業所にあつては、平成25年6月30日までに資格を有する機能訓練指導員を配置し、その旨を届け出ること。

ウ 基準省令解釈通知第三の六の1の(4)の次に次の内容を加える。

(5) 管理者の資格要件（居宅条例第103条第2項）

指定通所介護事業所の管理者については、その者の実績等から、当該事業所を適切に管理運営する能力を有すると認められ、管理者の職務を遂行する熱意と能力を有する者であつて、次のいずれかに該当するものを充てるものとする。

- ① 社会福祉主事任用資格を有する者
- ② 社会福祉事業に2年以上従事した者
- ③ 介護保険事業に常勤の従業者として2年以上従事した者
- ④ 社会福祉施設長資格認定講習課程を修了した者

なお、居宅条例附則第13条に規定する経過措置は、平成25年4月1日に指定通所介護事業所の管理者であるものが、同一の事業所において継続して管理者である場合に限り、平成27年3月31日までの間、認められるものである。

(2) 運営に関する基準

ア 指定通所介護の基本取扱方針及び具体的取扱方針（居宅条例第106条及び第107条）

基準省令解釈通知第三の六の三の(2)中本文は次の(2)のとおり読み替え、④の次に次の⑤から⑧までの内容を加える。

(2) 指定通所介護の基本取扱方針及び具体的取扱方針

居宅条例第106条及び第107条にいう指定通所介護の取扱方針について、特に留意すべきことは、次のとおりである。

⑤ サービスの質の評価（居宅条例第106条第2項）

訪問介護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のアの①を参照すること。

⑥ 機能訓練（居宅条例第107条第1項第4号）

指定通所介護は、利用者の残存する身体機能等を活用して生活機能の維持又は改善を図るための機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望を踏まえて適切に提供すること。

また、日常生活及びレクリエーション、行事の実施等に当たっても、その効果を配慮するものとし、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者個々の心身の状況に応じたサービス提供に努めること。

なお、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。

⑦ 身体的拘束等の禁止（第5号、第6号及び第7号）

指定通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。なお、居宅条例第114条第2項第2号の規定に基づき、当該記録は、その完結の日から5年間保存しなければならない。

⑧ 成年後見制度の活用支援（第2項）

訪問介護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のアの③を参照すること。

イ 運営規程（居宅条例第109条）

基準省令解釈通知第三の六の三の(4)中本文は次の(4)のとおり読み替え、⑤の次に次の⑥の内容を加える。

(4) 運営規程

居宅条例第109条は、指定通所介護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定通所介護の提供を確保するため、同条第1号から第13号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定通所介護事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

⑥ 虐待の防止のための措置に関する事項（第10号）

訪問介護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のイの(19)の⑤の2を参照すること。

ウ 勤務体制の確保等（居宅条例第110条）

基準省令解釈通知第三の六の三の(5)中①は次の①のとおり読み替え、④の次に次の⑤の内容を加える。

① 勤務の体制等の記録（第1項）

指定通所介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、通所介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。

また、併せて、月ごとにその勤務の実績とともに記録すること。

⑤ 研修の実施及び人材育成（第3項及び第5項）

訪問介護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のウの③を参照すること。

エ 非常災害対策（居宅条例第112条）

基準省令解釈通知第三の六の3の(7)に次の内容を加える。

また、指定通所介護事業者は、当該事業所の見やすい場所に、非常災害時の関係機関への通報一覧表及び当該事業所における緊急連絡網並びに避難経路等非常災害時に直ちに実施すべき事項の概要を掲示するものである。

指定通所介護事業者は、非常災害時には、当該事業所の利用者に限らず、地域の高齢者、障害者、乳幼児等の特に配慮を要する者を受け入れる等、当該事業所において可能な限り、援護が必要となった者への支援協力に努めるものである。

(3) 基準該当通所介護に関する基準

ア 従業者の員数及び管理者（居宅条例第134条及び第135条）

基準省令解釈通知第三の六の5の(1)に次の内容を加える。

また、生活相談員、機能訓練指導員及び管理者の資格要件は、通所介護の場合と同趣旨であるため、第2の6の(1)のアからウまでを参照すること。

イ 準用規定の留意事項

居宅条例第137条の規定により、居宅条例第106条（指定通所介護の基本取扱方針）、第107条（指定通所介護の具体的取扱方針）、第109条（運営規程）、第110条（勤務体制の確保等）、第112条（非常災害対策）及び第114条（記録の整備）の規定は、基準該当通所介護の事業について準用されているため、第2の6の(2)のアからオまでを参照すること。

7 通所リハビリテーション

(1) 運営に関する基準

ア 指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針及び通所リハビリテーション計画の作成（居宅条例第142条及び第143条）

基準省令解釈通知第三の七の3の(1)中本文は次の(1)のとおり読み替え、⑮の次に次の⑯から⑰までの内容を加える。

(1) 指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針及び通所リハビリテーション計画の作成

居宅条例第142条及び第143条にいう指定通所リハビリテーションの取扱方針について、特に留意すべきことは、次のとおりである。

⑮ 機能訓練（居宅条例第142条第1項第3号）

指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、リハビリテーションマネジメント加算その他の加算算定の有無を問わず、利用者に対し適切な理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを提供すること。

⑯ 身体的拘束等の禁止（第4号、第5号及び第6号）

通所介護の場合と同趣旨であるため、第2の6の(2)のアの⑦を参照すること。

⑰ 成年後見制度の活用支援（第2項）

訪問介護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のアの③を参照すること。

イ 運営規程（居宅条例第145条）

基準省令解釈通知第三の七の3の(3)は次のとおり読み替える。

通所介護の場合と同趣旨であるため、[第2の6の\(2\)のイの\(4\)](#)を参照すること。

ウ 基準省令解釈通知第三の七の3の(8)を(9)とし、(7)の次に次の内容を加える。

(8) 指定通所リハビリテーションの基本取扱方針（居宅条例第141条）

サービスの質の評価（第2項）

訪問介護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のアの①を参照すること。

エ 準用規定の留意事項

居宅条例第148条の規定により、居宅条例第110条（勤務体制の確保等）及び第112条（非常災害対策）の規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用されているため、第2の6の(2)のウ及びびエを参照すること。

8 短期入所生活介護

(1) 人員に関する基準

ア 生活相談員（居宅条例第150条第1項第2号及び第5項）

基準省令解釈通知第三の八の1の(2)は次のとおり読み替える。

(2) 生活相談員（居宅条例第150条第1項第2号及び第5項）

生活相談員については、その者の実績等から、利用者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う能力を有すると認められる者であって、次のいずれかに該当するものを充てるものとする。

- ① 社会福祉主事任用資格を有する者
- ② 介護支援専門員

イ 機能訓練指導員（居宅条例第150条第1項第5号及び第8項）

基準省令解釈通知第三の八の1の(4)は次のとおり読み替える。

(3) 機能訓練指導員（居宅条例第150条第1項第5号及び第8項）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者であって、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師またははり師またはきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）の資格を有するものとする。

ウ 基準省令解釈通知第三の八の1の(5)の次に次の内容を加える。

(6) 管理者の資格要件（居宅条例第151条第2項）

通所介護の場合と同趣旨であるため、第2の6の(1)のウを参照すること。

(2) 設備に関する基準

ア 基準省令解釈通知第三の八の2の(3)については、条例制定に伴い根拠となる基準がなくなるため適用しない。

イ 基準省令解釈通知第三の八の二の(12)を(18)とし、(11)の次に次の内容を加える。

(12) 居室（居宅条例第153条第5項第1号）

利用者の日常生活には個室が不可欠なことから、居室の定員は1人とする。ただし、夫婦等の家族で居室を利用する場合や利用者の経済的負担の軽減、地域の実情等によりサービスの提供上必要と認められる場合は、2人部屋とすることができる。なお、夫婦等の家族以外で居室を利用する2人部屋は、次のとおりとする。

- ① それぞれの利用者が専用する区画は、窓に面していなければならない、2人部屋を仕切って窓のない区画を設けることは認められない。
- ② 利用者同士の視線が遮断され、利用者のプライバシーの確保を前提にした上で、居室を隔てる仕切りについて、カーテンなどで仕切られているものは認められず、パーテーション、家具等利用者の安全を確保するに足りる素材でなければならない。
- ③ 2人部屋の整備の要件として、「利用者の経済的負担の軽減、地域の実情等」を定めているところであるが、利用者負担の仕組み、利用者のニーズ及び本市における事業所の整備数は、その時々で変動することが見込まれることから、容易に個室に転換できるよう設計上の工夫に努めていることが必要である。

(13) 食堂及び機能訓練室（同項第2号）

- ① 食堂及び機能訓練室の合計した面積について3平方メートルに当該事業所の利用定員を乗じて得た面積以上確保した上で、居室のある階ごとの食堂の面積は、2平方メートルに当該階に設ける居室の定員の合計数を乗じて得た面積以上でなければならないとしたものである。ただし、当該階に設ける居室の定員の合計数が5人以下の場合で、利用者の食堂への往来に支障がない場合には、当該階に食堂を設けないことができる。
- ② 機能訓練室については、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保することができる場合は、食堂と同一の場所として差し支えない。

(14) 浴室（同項第3号）

- ① 浴室には、浴槽を1つとし、原則として、浴室ごとに脱衣室を設けること。ただし、要介護者等が一の脱衣室を利用している際は、他の要介護者等を入させない等、プライバシーを確保するために必要な措置を行う場合は、一の脱衣室を複数の浴室の兼用とすることができる。
- ② 脱衣室は、浴室と扉及び壁で仕切られており、廊下又は広間に直接面して設けていること。
- ③ 浴室及び脱衣室の扉が、カーテンなどで仕切られているものは認められず、プライバシーの確保を前提にした上で、利用者の安全に配慮した適切な素材を用いなければならない。ただし、利用者へのサービス提供上必要と市長が認める場合は、この限りでない。

(15) 便所（同項第4号）

便所の扉は、カーテンなどで仕切られているものは認められず、プライバシーの確保を前提にした上で、利用者の安全に配慮した適切な素材を用いなければならない。ただし、利用者へのサービス提供上必要と市長が認める場合は、この限りでない。

(16) 独自基準の経過措置（居宅条例附則第15条から第19条第1項まで）

- ① 耐火建築物又は準耐火建築物であることを要しない建物に関する経過措置
この条例の施行日（平成25年4月1日）において、現に指定を受けている指定短期入所生活介護事業所の建物（施行日後に増築され、又は全面的に改築さ

れた部分を除く。)が木造かつ平屋建てであって、市長が火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めている場合は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しないものとする(居宅条例附則第15条)。

② 居室の定員に関する経過措置

この条例の施行日(平成25年4月1日)において、現に指定を受けている指定短期入所生活介護事業所の建物(施行日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室の定員については、4人以下とすることとした(居宅条例附則第16条)。

③ 食堂の位置等に関する経過措置

この条例の施行日(平成25年4月1日)において、現に指定を受けている指定短期入所生活介護事業所(施行日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)については、居宅条例第153条第5項第2号ウ(食堂の位置及び各階ごとの面積)の規定については適用しないこととした(居宅条例附則第17条)。

④ 浴室に関する経過措置

この条例の施行日(平成25年4月1日)において、現に指定を受けている指定短期入所生活介護事業所(施行日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の浴室については、居宅条例第153条第5項第3号の規定にかかわらず、「要介護者が入浴するのに適したものとすること。」の基準によることができることとした(居宅条例附則第18条)。

⑤ 便所に関する経過措置

この条例の施行日(平成25年4月1日)において、現に指定を受けている指定短期入所生活介護事業所(施行日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の便所については、居宅条例第153条第5項第4号の規定にかかわらず、「要介護者が使用するのに適したものとすること。」の基準によることができることとした(居宅条例附則第19条第1項)。

(3) 運営に関する基準

ア 指定短期入所生活介護の開始及び終了(居宅条例第155条)

基準省令解釈通知第三の八の三の(2)に次の内容を加える。

短期入所生活介護の利用日数に係る「要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えない」という目安については、利用者を担当する居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の作成過程における個々の利用者の心身の状況やその置かれている環境等の適切な評価に基づき、在宅生活の維持のための必要性に応じて弾力的に運用することが可能であり、要介護認定の有効期間の半数の日数以内であるかについて機械的な適用を求めるものではなく、利用者の心身の状況及び本人、家族等の意向に照らし、この目安を超えて短期入所生活介護の利用が特に必要と認められる場合においては、これを上回る日数の短期入所生活介護を居宅サービス計画に位置付けることも可能であるとされている。

したがって、短期入所生活介護事業所の管理者又は従業者は、利用者を担当する居宅介護支援事業所の介護支援専門員が開催するサービス担当者会議又は照会等において、利用者の状況等に関する情報を共有するとともに、居宅サービス計画の原案の内容について、専門的な見地からの意見を述べなければならない。

また、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めること。

イ 指定短期入所生活介護の取扱方針(居宅条例第157条)

基準省令解釈通知第三の八の三の(4)中③の次に次の内容を加える。

④ サービスの質の評価（居宅条例第157条第6項）

訪問介護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のアの①を参照すること。

ウ 機能訓練（居宅条例第161条）

基準省令解釈通知第三の八の3の(8)に次の内容を加える。

また、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。

エ 相談及び援助（居宅条例第163条）

基準省令解釈通知第三の八の3の(10)に次の内容を加える。

なお、成年後見制度の活用支援については、訪問介護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のアの③を参照すること。

オ 運営規程（居宅条例第166条）

基準省令解釈通知第三の八の3の(13)中本文は次の(13)のとおり読み替え、⑤は次の⑤のとおり読み替え、⑤の次に次の⑥の内容を加える。

(13) 運営規程

居宅条例第166条は、指定短期入所生活介護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定短期入所生活介護の提供を確保するため、同条第1号から第13号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定短期入所生活介護事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

⑤ 身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続（第9号）

当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくこと。

⑥ 虐待の防止のための措置に関する事項（第10号）

訪問介護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のイの(19)の⑤の2を参照すること。

カ 準用規定の留意事項

居宅条例第170条の規定により、居宅条例第110条（勤務体制の確保等）及び第112条（非常災害対策）の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用されているため、第2の6の(2)のウ及びエを参照すること。

(4) ユニット型指定短期入所生活介護の事業

ア 基準省令解釈通知第三の八の4の(3)中②については、条例制定に伴い根拠となる基準がなくなるため適用しない。

また、耐火建築物又は準耐火建築物であることを要しない建物に関する経過措置については、短期入所生活介護の場合と同趣旨であるため、第2の8の(2)のイの(16)の①を参照すること。

イ 設備の基準（居宅条例第173条）

基準省令解釈通知第三の八の4の(3)中⑩は次の⑩のとおり読み替え、⑪は次の⑪のとおり読み替える。

⑩ 浴室（第5項第2号）

短期入所生活介護の場合と同趣旨であるため、第2の8の(2)のイの(14)及び

(16)の④を参照すること。

⑪ 廊下（第6項第1号）

ユニット型指定短期入所生活介護事業所にあつては、多数の利用者や従業者が日常的に一度に移動することはないことから、廊下の幅の一律の規制を緩和する。

このほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所の廊下の幅については、基準省令解釈通知第三の八の二の(6)を準用する。この場合において、基準省令解釈通知第三の八の二の(6)中「居室、静養室等」とあるのは、「居室等」と読み替えるものとする。

ウ 指定短期入所生活介護の取扱方針（居宅条例第176条）

基準省令解釈通知第三の八の四の(5)中②の次に次の内容を加える。

③ サービスの質の評価（居宅条例第176条第8項）

訪問介護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のアの①を参照すること。

エ 運営規程（居宅条例第180条）

基準省令解釈通知第三の八の四の(9)中②は次のとおり読み替える。

② 基準省令解釈通知第三の八の三の(13)の①から⑥までは、ユニット型指定短期入所生活介護事業者について準用する。

オ 勤務体制の確保等（居宅条例第181条）

基準省令解釈通知第三の八の四の(10)に次の内容を加える。

なお、勤務の体制等の記録並びに研修の実施及び人材育成については、通所介護の場合と同趣旨であるため、第2の6の(2)のウを参照すること。

カ 準用規定の留意事項

居宅条例第183条の規定により、居宅条例第155条（指定短期入所生活介護の開始及び終了）、第161条（機能訓練）、第163条（相談及び援助）、第169条（記録の整備）及び第170条で準用する第112条（非常災害対策）の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用されているため、第2の8の(3)のア、ウ、エ、及びカ並びに第2の6の(2)のエを参照すること。

(5) 基準該当短期入所生活介護に関する基準

ア 従業者の員数及び管理者（居宅条例第185条及び第186条）

基準省令解釈通知第三の八の五の(2)に次の内容を加える。

生活相談員、機能訓練指導員及び管理者の資格要件については、短期入所生活介護の場合と同趣旨であるため、第2の8の(1)を参照すること。

イ 設備に関する基準（居宅条例第188条）

基準省令解釈通知第三の八の五の(3)中③を④とし、②の次に次の③の内容を加える。

③ 居室、食堂及び機能訓練室、浴室並びに便所の基準については、短期入所生活介護の場合と同趣旨であるため、第2の8の(2)のイ（(16)の①を除く。）を参照すること。

ウ 準用規定の留意事項

居宅条例第190条の規定により、居宅条例第110条（勤務体制の確保等）、

第112条(非常災害対策)、第155条(指定短期入所生活介護の開始及び終了)、第157条(指定短期入所生活介護の取扱方針)、第161条(機能訓練)、第163条(相談及び援助)、第166条(運営規程)及び第169条(記録の整備)の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用されているため、第2の6の(2)のウ及びエ並びに第2の8の(3)のアからカまでを参照すること。

9 短期入所療養介護

(1) 運営に関する基準

ア 指定短期入所療養介護の取扱方針(居宅条例第196条)

基準省令解釈通知第三の九の2の(2)中②の次に次の内容を加える。

③ サービスの質の評価(居宅条例第196条第6項)

訪問介護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のアの①を参照すること。

④ 成年後見制度の活用支援(第7項)

訪問介護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のアの③を参照すること。

イ 運営規程(居宅条例第203条)

基準省令解釈通知第三の九の2の(8)は次のとおり読み替える。

(8) 運営規定(居宅条例第203条)

短期入所生活介護の場合と同趣旨であるため、[第2の8の\(3\)のオの\(13\)](#)(①を除く。)を参照すること。

ウ 準用規定の留意事項

居宅条例第206条の規定により、居宅条例第110条(勤務体制の確保等)及び第112条(非常災害対策)の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用されているため、第2の6の(2)のウ及びエを参照すること。

(2) ユニット型指定短期入所療養介護の事業

ア 指定短期入所療養介護の取扱方針(居宅条例第211条)

基準省令解釈通知第三の九の3の(5)中②の次に次の内容を加える。

③ サービスの質の評価(居宅条例第211条第8項)

訪問介護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のアの①を参照すること。

④ 成年後見制度の活用支援(第9項)

訪問介護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のアの③を参照すること。

イ 運営規程(居宅条例第215条)

基準省令解釈通知第三の九の3の(9)は次のとおり読み替える。

(9) 運営規定(居宅条例第215条)

基準省令解釈通知第三の九の2の(8)は、ユニット型指定短期入所療養介護事業者について準用する。

ウ 準用規定の留意事項

居宅条例第218条の規定により、居宅条例第205条(記録の整備)及び第206条で準用する第112条(非常災害対策)の規定は、ユニット型指定短期入所

療養介護の事業について準用されているため、第2の9の(1)のウ及び第2の6の(2)のエを参照すること。

また、基準省令解釈通知第三の九の3の(10)により、基準省令解釈通知第三の八の4の(10)（勤務体制の確保等）は準用されているため、第2の8の(4)のオも参照すること。

10 特定施設入居者生活介護

(1) 人員に関する基準

ア 機能訓練指導員（居宅条例第220条第1項第3号及び第7項）

基準省令解釈通知第三の十の1の(3)は次のとおり読み替える。

(3) 機能訓練指導員（居宅条例第220条第1項第3号及び第7項）

短期入所生活介護と同趣旨であるため、第2の8の(1)のイを参照すること。

イ 基準省令解釈通知第三の十の1の(4)の次に次の内容を加える。

(5) 生活相談員（居宅条例第220条第1項第1号及び第4項）

短期入所生活介護と同趣旨であるため、第2の8の(1)のアを参照すること。

なお、居宅条例附則第14条に規定する経過措置は、平成25年4月1日に指定特定施設の生活相談員であるものが、同一の事業所において継続して生活相談員である場合に限り、平成27年3月31日までの間認められるものである。

(6) 管理者の資格要件（居宅条例第221条第2項）

通所介護の場合と同趣旨であるため、第2の6の(1)のウを参照すること。

(2) 設備に関する基準

基準省令解釈通知第三の十の2の(1)については、条例制定に伴い根拠となる基準がなくなるため適用しない。

(3) 運営に関する基準

ア 指定特定施設入居者生活介護の提供の取扱方針（居宅条例第228条）

基準省令解釈通知第三の十の3の(5)中④の次に次の内容を加える。

⑤ サービスの質の評価（居宅条例第228条第7項）

提供された指定特定施設入居者生活介護については、目標達成の度合い及びその効果等や利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うとともに、必要に応じて特定施設サービス計画の変更を行うなど、その改善を図らなければならない。

サービスの評価は、自ら行う評価に限らず、第三者などの外部の者による質の評価など、多様な評価の手法を用いて、様々な視点からサービスの質の評価を行わなければならない。

また、より良いサービスの提供のために、その評価の結果を踏まえ、常にサービスの質の改善を図らなければならない。

なお、外部評価機関については、現在指定認知症対応型共同生活介護事業所において実施されている都道府県が指定する外部評価機関に限らない。外部評価結果の公表については、利用者及び利用者の家族へ提供するほか、施設内の外部の者にも確認しやすい場所に掲示する方法や、インターネットを活用する方法などが考えられる。

イ 相談及び援助（居宅条例第232条）

基準省令解釈通知第三の十の三の(8)に次の内容を加える。

また、成年後見制度の活用支援については、訪問介護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のアの③を参照すること。

ウ 運営規程（居宅条例第234条）

基準省令解釈通知第三の十の三の(10)中本文は次の(10)のとおり読み替え、②は次の②のとおり読み替え、②の次に次の③及び④の内容を加える。

(10) 運営規程

居宅条例第234条は、指定特定施設入居者生活介護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保するため、同条第1号から第13号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定特定施設ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

② 身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続（第9号）

短期入所生活介護の場合と同趣旨であるため、第2の8の(3)のオの(13)の⑤を参照すること。

③ 虐待の防止のための措置に関する事項（第10号）

訪問介護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のイの(19)の⑤の2を参照すること。

④ その他運営に関する重要事項

居宅条例第220条第1項第2号の看護職員又は介護職員を、それぞれ他の従業者と明確に区分するための措置等を指すものであること。

エ 勤務体制の確保等（居宅条例第235条）

基準省令解釈通知第三の十の三の(11)中①は次の①のとおり読み替え、⑦の次に次の⑧の内容を加える。

① 勤務の体制等の記録（第1項）

指定特定施設ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、特定施設従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、機能訓練指導員との兼務関係、計画作成担当者との兼務関係等を勤務表上明確にすること。また、併せて、月ごとにその勤務の実績とともに記録すること。

⑧ 研修の実施及び人材育成（第4項及び第6項）

訪問介護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のウの③を参照すること。

オ 準用規定の留意事項

居宅条例第239条の規定により、第112条（非常災害対策）の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用されているため、第2の6の(2)のエを参照すること。

(4) 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護

ア 人員に関する基準

基準省令解釈通知第三の十の二の1の(5)の次に次の内容を加える。

(6) 生活相談員（居宅条例第242条第1項第1号及び第5項）

特定施設入居者生活介護の場合と同趣旨であるため、第2の10の(1)のイの(5)を参照すること。

(7) 管理者の資格要件（居宅条例第243条第2項）

通所介護の場合と同趣旨であるため、第2の6の(1)のウを参照すること。

イ 設備に関する基準

基準省令解釈通知第三の十の2の2の(1)については、条例制定に伴い根拠となる基準がなくなるため適用しない。

ウ 運営規程（居宅条例第247条）

基準省令解釈通知第三の十の2の3の(3)中本文は次の(3)のとおり読み替え、②は次の②のとおり読み替え、②の次に次の③及び④の内容を加える。

(3) 運営規程

居宅条例第247条は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供を確保するため、同条第1号から第14号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定特定施設ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

② 身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続（第10号）

短期入所生活介護の場合と同趣旨であるため、第2の8の(3)のオの(13)の⑤を参照すること。

③ 虐待の防止のための措置に関する事項（第11号）

訪問介護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のイの(19)の⑤の2を参照すること。

④ その他運営に関する重要事項

従業者間で利用者に緊急時対応等を行った場合の内容について共有するための方法を定めておくこと。

エ 準用規定の留意事項

居宅条例第250条の規定により、居宅条例第112条（非常災害対策）、第228条（指定特定施設入居者生活介護の取扱方針）、第232条（相談及び援助）及び第235条（勤務体制の確保等）の規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用されているため、第2の6の(2)の工並びに第2の10の(3)のア、イ及びエを参照すること。

11 福祉用具貸与

(1) 運営に関する基準

ア 指定福祉用具貸与の基本取扱方針（居宅条例第256条）

基準省令解釈通知第三の十一の3の(2)に次の内容を加える。

なお、サービスの質の評価については、訪問介護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のアの①を参照すること。

イ 指定福祉用具貸与の具体的取扱方針及び福祉用具貸与計画の作成（居宅条例第257条及び第258条）

基準省令解釈通知第三の十一の3の(3)中⑥の次に次の内容を加える。

⑦ 成年後見制度の活用支援（居宅条例第257条第2項）

訪問介護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のアの③を参照すること。

ウ 運営規程（居宅条例第259条）

基準省令解釈通知第三の十一の三の(4)中本文は次の(4)のとおり読み替え、②を③とし、①の次に次の②の内容を加える。

(4) 運営規程

居宅条例第259条は、指定福祉用具貸与の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定福祉用具貸与の提供を確保するため、同条第1号から第10号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定福祉用具貸与事業ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

② 虐待の防止のための措置に関する事項（第7号）

訪問介護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のイの(19)の⑤の2を参照すること。

エ 適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等（居宅条例第260条）

基準省令解釈通知第三の十一の三の(6)の①に次の内容を加える。

なお、研修の実施及び人材育成については、訪問介護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のウの③を参照すること。

オ 記録の整備（居宅条例第264条）

基準省令解釈通知第三の十一の三の(9)中本文は次の(9)のとおり読み替え、⑥の次に次の⑦及び⑧を加える。

(9) 記録の整備

居宅条例第264条により、整備すべき記録は以下のとおりであること。

- ⑦ 準用される居宅条例第110条第1項に係る勤務の体制等の記録
- ⑧ 法第40条に規定する介護給付並びに居宅条例第255条第1項から第3項までに係る利用料等に関する請求及び受領等の記録

カ 準用規定の留意事項

居宅条例第265条の規定により、第110条第1項及び第2項（勤務体制の確保等）の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用されているため、第2の6の(2)のウの①を参照すること。

(2) 基準該当福祉用具貸与に関する基準

準用規定の留意事項

居宅条例第267条の規定により、居宅条例第110条第1項及び第2項（勤務体制の確保等）、第256条（指定福祉用具貸与の基本取扱方針）、第257条（指定福祉用具貸与の具体的取扱方針）、第259条（運営規程）、第260条（適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等）及び第264条（記録の整備）の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業について準用されているため、第2の6の(2)のウの①及び第2の11の(1)のアからオまでを参照すること。

12 特定福祉用具販売

(1) 運営に関する基準

ア 指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針及び特定福祉用具販売計画の作成（居宅条例第275条及び第276条）

基準省令解釈通知第三の十二の三の(4)中④の次に次の内容を加える。

⑤ 成年後見制度の活用支援（居宅条例第275条第2項）

訪問介護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のアの③を参照すること。

イ 記録の整備（居宅条例第277条）

基準省令解釈通知第三の十二の3の(8)中本文は次の(8)のとおり読み替え、⑤の次に次の⑥及び⑦を加える。

(8) 記録の整備

居宅条例第277条により、整備すべき記録は以下のとおりであること。

- ⑥ 居宅条例第273条第1項及び第2項に係る販売費用の額等の受領の記録
- ⑦ 準用される居宅条例第110条第1項に係る勤務の体制等の記録

ウ 準用規定の留意事項

居宅条例第278条の規定により、居宅条例第110条第1項及び第2項（勤務体制の確保等）、第256条（指定福祉用具貸与の基本取扱方針）、第259条（運営規程）及び第260条（適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等）の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用されているため、第2の6の(2)のウの①並びに第2の11の(1)のア、ウ及びエを参照すること。

第3 介護予防サービス

1 介護予防サービスに関する基準について

介護予防サービスに係る独自基準等については、第3の2に記載する「介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」を除き、その取扱いについては、基本的には、第1及び第2に記載した介護サービスに係る取扱いと同様であるので、第1及び第2の該当部分を参照すること。

なお、基準省令解釈通知第四の介護予防サービス中、各記録の保存期間に関する記載について、「2年間」とあるのは「その完結の日から5年間」と読み替える。

2 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(1) 介護予防訪問入浴介護

ア 指定介護予防訪問入浴介護の基本取扱方針及び具体的取扱方針（予防条例第58条及び第59条）

基準省令解釈通知第四の三の1の(1)中本文は次の(1)のとおり読み替え、⑥の次に次の⑦から⑨までの内容を加える。

(1) 指定介護予防訪問入浴介護の基本取扱方針及び具体的取扱方針

予防条例第58条及び第59条にいう指定介護予防訪問入浴介護の取扱方針について、特に留意すべきことは、次のとおりである。

⑦ サービスの質の評価（予防条例第58条第2項）

訪問介護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のアの①を参照すること。

⑧ 成年後見制度の活用支援（第5項）

訪問介護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のアの③を参照すること。

⑨ 介護予防訪問入浴介護計画の作成等（予防条例第59条第1項）

イ 予防条例第59条第1項第2号で定める介護予防訪問入浴介護計画については、指定介護予防訪問入浴介護の目標及び具体的なサービス内容（入浴方法、作業手順、入浴前後の留意点等）を明らかにするものとする。なお、介護予防訪問入浴介護計画は、サービスの提供に関わる従業者が共同して個々の利用者ごとに作成すること。

- ロ 介護予防訪問入浴介護計画は、介護予防サービス計画に沿って作成しなければならない。なお、介護予防訪問入浴介護計画の作成後に介護予防サービス計画が作成された場合は、当該介護予防訪問入浴介護計画が介護予防サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更すること。
- ハ 介護予防訪問入浴介護計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、介護予防訪問入浴介護計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならない。また、当該介護予防訪問入浴介護計画を利用者に交付しなければならない。
- なお、交付した介護予防訪問入浴介護計画は、予防条例第56条第2項第1号の規定に基づき、その完結の日から5年間保存しなければならない。
- ニ 介護予防訪問入浴介護計画の目標及び内容については、利用者又はその家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うこと。
- ホ 予防条例第59条第2項に定める「サービスの提供の責任者」は、利用者に対するサービスが介護予防訪問入浴介護計画に沿って実施されるよう、他の従業者に対し、助言、指導等必要な管理を行うこと。
- ヘ 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応した適切なサービスが提供できるよう、常に新しい技術を習得する等、研鑽を行うこと。
- ト 介護予防支援事業者に対する実施状況の報告については、サービスが介護予防サービス計画に即して適切に提供されているかどうか、また、当該計画策定時から利用者の状態等が大きく異なることとなっていないか等を確認するために行うものであり、毎月行うこと。
- また、併せて、介護予防訪問入浴介護計画に定める計画期間が終了するまでに1回はモニタリングを行い、利用者の介護予防訪問入浴介護計画に定める目標の達成状況の把握等を行うこと。なお、当該モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められる場合等については、担当する介護予防支援事業者等とも相談の上、必要に応じて当該介護予防訪問入浴介護計画の変更を行うこと。
- チ 岡山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年3月25日市条例第32号）第33条第12号において、「担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問入浴介護計画（岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第90号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第59条第1項第2号に規定する介護予防訪問入浴介護計画をいう。次号において同じ。）等指定介護予防サービス等基準条例において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。」と規定していることを踏まえ、介護予防サービス計画に基づきサービスを提供している指定介護予防支援事業者から介護予防訪問入浴介護計画の提供の求めがあった際には、当該介護予防訪問入浴介護計画を提供することに協力するよう努めるものとする。

イ 基準該当介護予防訪問入浴介護に関する基準

準用規定の留意事項

予防条例第63条の規定により、予防条例第58条（指定介護予防訪問入浴介護の基本取扱方針）及び第59条（指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針）の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用されているため、第3の2の(1)のアを参照すること。

(2) 介護予防訪問看護

ア 指定介護予防訪問看護の基本取扱方針（予防条例第77条）

基準省令解釈通知第四の三の2の(1)中⑤は次の⑤のとおり読み替え、⑤の次に次の⑥の内容を加える。

⑤ サービスの質の評価（予防条例第77条第2項）

訪問介護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のアの①を参照すること。

⑥ 成年後見制度の活用支援（第6項）

訪問介護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のアの③を参照すること。

(3) 介護予防訪問リハビリテーション

ア 指定介護予防訪問リハビリテーションの基本取扱方針（予防条例第87条）

基準省令解釈通知第四の三の3の(1)中⑤は次の⑤のとおり読み替え、⑤の次に次の⑥の内容を加える。

⑤ サービスの質の評価（予防条例第87条第2項）

訪問介護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のアの①を参照すること。

⑥ 成年後見制度の活用支援（第6項）

訪問介護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のアの③を参照すること。

(4) 介護予防居宅療養管理指導

ア 基準省令解釈通知第四の三の4の(1)中本文は次の(1)のとおり読み替え、③の次に次の④及び⑤の内容を加える。

(1) 指定介護予防居宅療養管理指導の基本取扱方針及び具体的取扱方針（予防条例第96条及び第97条）

予防条例第96条及び第97条にいう指定介護予防居宅療養管理指導の取扱方針について、特に留意すべきことは、次のとおりである。

④ サービスの質の評価（予防条例第96条第2項）

訪問介護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のアの①を参照すること。

⑤ 成年後見制度の活用支援（第5項）

訪問介護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のアの③を参照すること。

(5) 介護予防通所リハビリテーション

ア 指定介護予防通所リハビリテーションの基本取扱方針（予防条例第128条）

基準省令解釈通知第四の三の5の(1)中④は次の④のとおり読み替え、④の次に次の⑤から⑦までの内容を加える。

④ サービスの質の評価（予防条例第128条第2項）

訪問介護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のアの①を参照すること。

⑤ 機能訓練（第4項）

指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、運動器機能向上加算その他の加算算定の有無を問わず、利用者に対し適切な理学療法、作業療法

その他必要なりハビリテーションを提供すること。

⑥ 送迎体制の整備（第6項）

指定介護予防通所リハビリテーションの提供に係る利用者の送迎については、基本サービス費に包括されていることから、必要に応じ、利用者の希望に対応できるように送迎体制の整備に努めること。

利用者の送迎時には、送迎車両への乗降介助や降車後における移動等の介助を要するなど、より事故の危険性が高いため、利用者の安全性の確保に配慮した送迎計画を立て、計画的に実施すること。

なお、利用者の送迎の安全の確保・向上の観点から、当該事業者の最終的責任の下で、送迎の提供に関する業務を道路運送法の許可を受けた旅客自動車運送事業者に外部委託することができる。

⑦ 成年後見制度の活用支援（第7項）

訪問介護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のアの③を参照すること。

(6) 介護予防短期入所生活介護

ア 指定介護予防短期入所生活介護の基本取扱方針（予防条例第147条）

基準省令解釈通知第四の三の六の(1)中③の次に次の内容を加える。

④ サービスの質の評価（予防条例第147条第2項）

訪問介護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のアの①を参照すること。

イ 相談及び援助（予防条例第153条）

基準省令解釈通知第四の三の六の(7)に次の内容を加える。

なお、成年後見制度の活用支援については、訪問介護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のアの③を参照すること。

ウ ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業

準用規定の留意事項

予防条例第168条の規定により、予防条例第147条（指定介護予防短期入所生活介護の基本取扱方針）及び第153条（相談及び援助）の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用されているため、第3の2の(6)のア及びイを参照すること。

エ 基準該当介護予防短期入所生活介護に関する基準

準用規定の留意事項

予防条例第175条の規定により、予防条例第147条（指定介護予防短期入所生活介護の基本取扱方針）及び第153条（相談及び援助）の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用されているため、第3の2の(6)のア及びイを参照すること。

(7) 介護予防短期入所療養介護

ア 指定介護予防短期入所療養介護の基本取扱方針（予防条例第186条）

基準省令解釈通知第四の三の七の(1)中③の次に次の内容を加える。

④ サービスの質の評価（予防条例第186条第2項）

訪問介護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のアの①を参照すること。

⑤ 成年後見制度の活用支援（第6項）

訪問介護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のアの③を参照すること。

イ ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業

準用規定の留意事項

予防条例第205条の規定により、予防条例第186条（指定介護予防短期入所療養介護の基本取扱方針）の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用されているため、第3の2の(7)のアを参照すること。

(8) 介護予防特定施設入居者生活介護

ア 指定介護予防特定施設入居者生活介護の基本取扱方針（予防条例第222条）

基準省令解釈通知第四の三の八の(1)中④を次のとおり読み替える。

④ サービスの質の評価（予防条例第222条第2項）

特定施設入居者生活介護の場合と同趣旨であるため、第2の10の(3)のAを参照すること。

イ 相談及び援助（予防条例第226条）

基準省令解釈通知第四の三の八の(4)に次の内容を加える。

また、成年後見制度の活用支援については、訪問介護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のアの③を参照すること。

ウ 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護

準用規定の留意事項

予防条例第240条の規定により、予防条例第222条（指定介護予防特定施設入居者生活介護の基本取扱方針）及び第226条（相談及び援助）の規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用されているため、第3の2の(8)のA及びBを参照すること。

(9) 介護予防福祉用具貸与

ア 指定介護予防福祉用具貸与の基本取扱方針（予防条例第253条）

基準省令解釈通知第四の三の九の(1)中②の次に次の内容を加える。

③ サービスの質の評価（予防条例第253条第2項）

訪問介護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のアの①を参照すること。

④ 成年後見制度の活用支援（第5項）

訪問介護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のアの③を参照すること。

イ 基準該当介護予防福祉用具貸与に関する基準

準用規定の留意事項

予防条例第257条の規定により、予防条例第253条（指定介護予防福祉用具貸与の基本取扱方針）の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業について準用されているため、第3の2の(9)のAを参照すること。

(10) 特定介護予防福祉用具販売

ア 指定特定介護予防福祉用具販売の基本取扱方針（予防条例第267条）

基準省令解釈通知第四の三の10の(1)中②の次に次の内容を加える。

③ サービスの質の評価（予防条例第267条第2項）

訪問介護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のアの①を参照すること。

- ④ 成年後見制度の活用支援（第5項）
訪問介護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のアの③を参照すること。